

さくら団地

宅地分譲のご案内

お問い合わせ先

津奈木町役場 総務課 財政班

〒869-5692

熊本県葦北郡津奈木町大字小津奈木2123番地

TEL 0966-78-3111

FAX 0966-78-3116

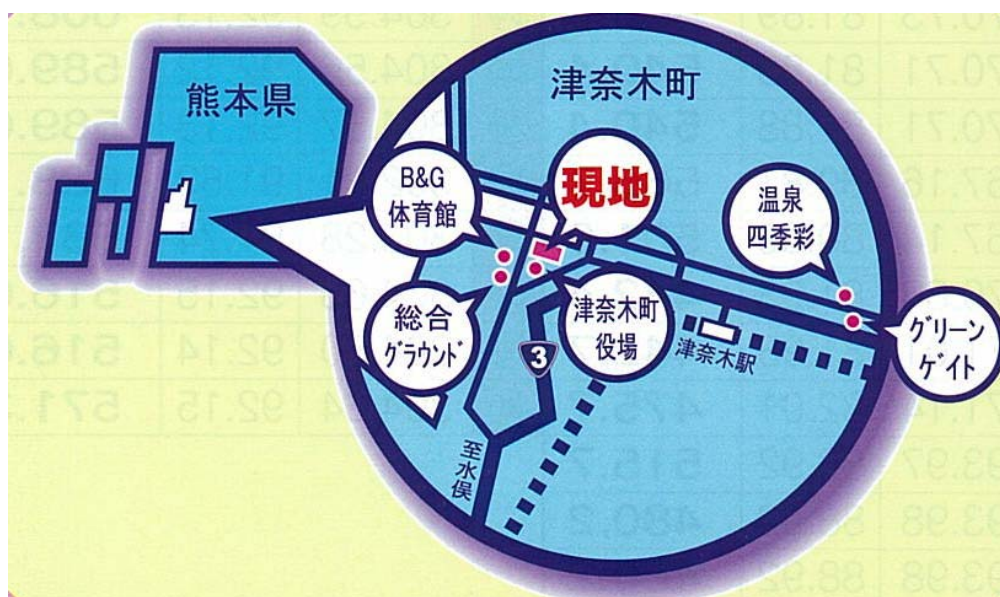
目 次

1. 宅地分譲地概要	・ ・ ・ ・ ・ 1
2. 宅地分譲要綱	・ ・ ・ ・ ・ 2 ～ 3
① 申込みの資格	
② 申込み方法	
③ 代金の支払方法	
④ 所有権の移転登記	
⑤ 宅地の買い戻し	
⑥ 住宅建設基準等（別紙参照）	
⑦ その他留意事項	
⑧ 天災その他不可抗力による損害	
3. 分譲宅地売買価格表	・ ・ ・ ・ ・ 4
4. さくら団地分譲地全体区画図	・ ・ ・ ・ ・ 5
5. 分譲地購入申込書	・ ・ ・ ・ ・ 6
6. その他関係書類	・ ・ ・ ・ ・ 7 ～
① 土地売買契約書	
② 分譲地定住促進事業補助金交付要綱	
③ さくら団地分譲地住環境基準	
④ 分譲地販売子育て支援助成金交付要綱	
⑤ さくら団地複数区画購入助成金交付要綱	
⑥ 合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	
⑦ 分譲地地盤改良補助金交付要綱	
・ 分譲宅地募集のご案内をよくお読みになり、申込みから入居まで、間違いや勘違いのないよう心がけてください。	
・ 疑問の点がありましたら納得のいくまでお尋ねください。	
・ 現地を十分にご確認のうえ、お申込みください。	

1. 宅地分譲地概要

- ・所在地 熊本県葦北郡津奈木町大字小津奈木字男島
- ・分譲区画数 一般住宅・・・61区画 52,000円／坪～86,000円／坪
- ・地区地域 都市計画／都市計画区域外
- ・用途地域／無指定
- ・建ぺい率／70%
- ・地目／宅地
- ・共有施設 公園／1ヶ所
- ・ゴミ置場／1ヶ所
- ・公民館用地
- ・設備 道路／宅地内道路幅員5m～7m、町道取付道路幅員7m
- ・電気／九州電力
- ・ガス／各戸プロパン
- ・上水道／津奈木町簡易水道（別途加入金が必要）
- ・下水道／（合併処理浄化槽補助制度あり）
- ・区域 行政／津奈木町役場
- ・地区／男島
- ・校区／津奈木町立津奈木小学校
- ・公共施設 津奈木町役場（約100m）、文化センター（約1.9km）
- ・交通 自家用車 津奈木ICから・・・車で10分
- ・ 熊本市内（高速道路）・・・車で90分
- ・ JR 新水俣駅から・・・車で5分
- ・ おれんじ鉄道 津奈木駅から・・・車で3分

・位置図



2. 宅地分譲要綱

① 申込み資格

■申込者は、次の条件を全て備えている事が条件です。

- (1)自ら居住するための専用住宅、または、併用住宅を、契約後原則5年以内に建築し、入居できる方。
- (2)津奈木町に住民票があり、実際居住している方。または、他の市町村から住民票を移し、実際に居住する事が確約できる方。
- (3)税金、その他滞納がなく、宅地代金を納期限までに全額納入できる方。
- (4)さくら団地分譲地建築協定を遵守できる方。
- (5)周辺の環境を乱す恐れのない方。

※ 定住を基本としているため、別荘やセカンドハウス等は該当しません。

② 申込み方法

■お申込みは、この分譲のご案内をよくお読みいただき、「分譲地購入申込書」にご記入のうえ、お申込みください。

- | | |
|-----------------------|-------------|
| (1)分譲地購入申込書 | ・・・・・・・・ 1枚 |
| (2)入居予定の家族全員が記載された住民票 | ・・・・・・・・ 1枚 |
| (3)前年度の所得証明書又は源泉徴収票 | ・・・・・・・・ 1枚 |
| (4)前年度の納税証明書 | ・・・・・・・・ 1枚 |
| (5)印鑑（申込書に捺印したもの） | |

*書類の不備、虚偽の記載などあれば申込みを無効とすることがありますのでご注意ください。

■申込みに対してのご注意

- (1)申込みは、津奈木町役場総務課で受付けます。現地の住環境等をよくご覧いただき、希望する土地番号を必ずご記入ください。
- (2)提出していただいた書類等は、一切返却いたしません。
- (3)本人が直接申し込みをしていただきます。
- (4)提出された書類が事実と異なっていたり、二重の申し込みをされたなどの場合は、いかなる場合であっても全ての資格・権利は無効となります。
- (5)お申込み後は、土地番号を変更する事はできません。

③ 代金の支払方法

売買代金の支払方法等は、次のとおりです。

1. 売買契約締結と同時に契約保証金として契約額の10%以上の金額を納入いただきます（契約額が500万円以上の場合は、契約保証金の最低納入額50万円。金額に千円未満の端数が生じたときは、端数を切り上げた額）。なお、なお、売買契約書には収入印紙を貼付いただきます。
2. 売買契約締結後、60日までに代金を完納いただきます。

④所有権の移転登記

1. 土地の所有権移転登記は、代金納入確認後、津奈木町が行います。
2. 登記に必要な経費（登録免許税等）は、自己負担していただきます。

⑤ 宅地の買い戻し

契約締結の日から原則5年間を経過する日までに、次の各号に該当するときは、催告をしないで契約を解除し、または、土地を買い戻しする事があります。

- (ア) 資格を偽るなど、不正な行為により宅地を譲り受けたとき。
- (イ) 住宅建設基準等を守らなかったとき。
- (ウ) 契約締結の日から原則5年以内に住宅を建設し、居住しなかったとき。
- (エ) 宅地の全部、または、一部を譲渡、貸与、交換し、または、当該地を質権・抵当権・使用貸借権・その他使用及び利益を目的とする権利を設定したとき。もしくは、貸与したとき。ただし、町長が特に必要と認めた場合に限り許可いたします。
- (オ) 建設した住宅を譲渡し、もしくは、貸与するとき。
- (カ) 売買契約に違反したとき。

* 買い戻し金は、当初契約した土地代金と同額とし、利息は付けません。

⑥住宅建設基準等

別紙、「さくら団地分譲地住環境基準」参照

⑦その他留意事項

1. 居住後直ちに地区自治会に加入し、加入後は、地区自治会の活動に参加してください。
2. 地区が行う住宅周辺及び公民館用地等の維持管理に協力してください。
3. 常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある方には分譲しません。後日判明した場合でも分譲を取り消すこともあります。
4. 公園等の維持管理については、積極的に協力してください。
5. 配線用電柱及び支線、または、これに類する設備については、別に定める覚書等を遵守してください。
6. 上水道については、道路まで敷設します。（ただし、敷地内の工事は、自己負担です。工事は、津奈木町指定業者に発注してください。）上水道については、別に給水加入金が必要になります。
7. 地盤の強化は、個人の責任で行ってください。

⑧天災その他不可抗力による損害

宅地引き渡し後において、暴風、豪雨、洪水、地震、地滑りその他不可抗力により生じた損害については、津奈木町は、その責を負いません。

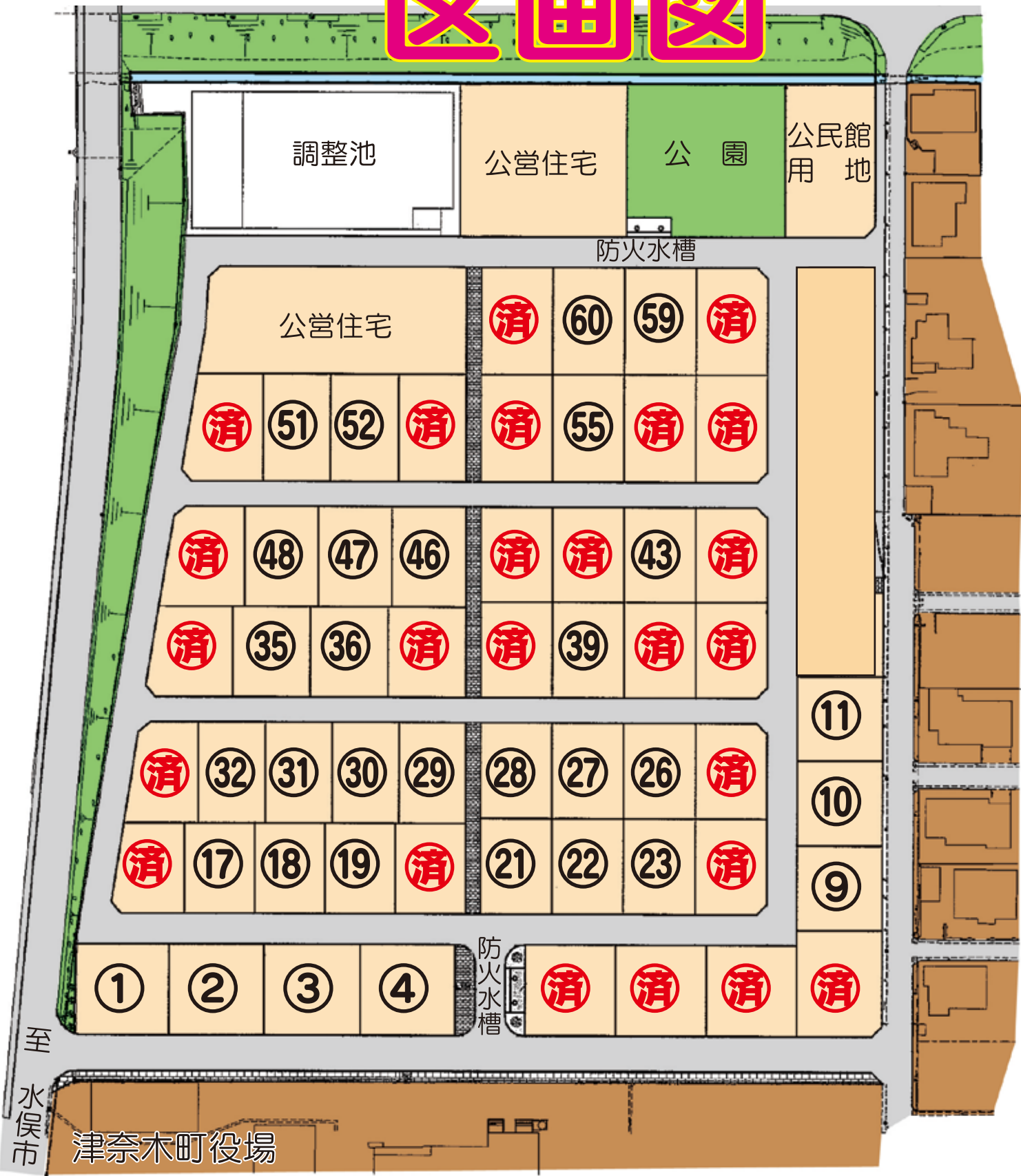
分 譲 価 格 表

※ は一時的に仮設住宅用地となっています。

区 画 番 号	面積(m ²)	坪数(坪)	販売価格(円)	区 画 番 号	面積(m ²)	坪数(坪)	販売価格(円)
1	335.63	101.52	8,527,600	32	265.98	80.45	4,505,200
2	342.00	103.45	8,689,800	33	260.97	78.94	
3	342.00	103.45	8,689,800	34	283.93	85.88	
4	342.00	103.45	8,896,700	35	279.02	84.40	5,570,400
5	323.22	97.77		36	279.00	84.39	5,569,700
6	323.97	98.00		37	278.99	84.39	
7	324.08	98.03		38	270.73	81.89	
8	354.04	107.09		39	270.71	81.88	5,404,000
9	285.67	86.41	6,739,900	40	270.71	81.88	
10	286.27	86.59	6,754,000	41	267.16	80.81	
11	286.78	86.75	6,766,500	42	267.14	80.80	
12	288.67	87.32	6,810,900	43	270.86	81.93	4,424,200
13	308.62	93.35	7,094,600	44	271.01	81.98	
14	309.95	93.76	7,125,700	45	271.14	82.01	
15	306.62	92.75	7,049,000	46	293.97	88.92	5,157,300
16	239.62	72.48		47	293.98	88.92	4,801,600
17	252.00	76.23	5,793,400	48	293.98	88.92	4,801,600
18	252.00	76.23	5,793,400	49	303.83	91.90	
19	252.01	76.23	5,793,400	50	312.66	94.57	
20	252.01	76.23		51	288.88	87.38	5,592,300
21	270.74	81.89	6,387,400	52	288.86	87.38	5,592,300
22	270.74	81.89	6,223,600	53	288.86	87.38	
23	270.75	81.90	6,224,400	54	304.59	92.13	
24	268.01	81.07		55	304.56	92.12	5,895,600
25	267.89	81.03		56	304.57	92.13	
26	270.71	81.88	4,585,200	57	302.91	91.63	
27	270.78	81.91	4,586,900	58	303.28	91.74	
28	270.83	81.92	4,915,200	59	304.65	92.15	5,160,400
29	265.97	80.45	4,827,000	60	304.60	92.14	5,159,800
30	265.97	80.45	4,505,200	61	304.64	92.15	
31	265.96	80.45	4,505,200				



さくら団地 区画図



分 譲 地 購 入 申 込 書

分 譲 地 名		分 譲 地 番 号		受付番号		受付印	※
さくら団地				※			

申 込 者	ふりがな			生年 月 日	年 月 日		歳
	氏 名			電話番号			
	現 住 所	〒					
	勤 務 先			電話番号			
	勤務先住所	〒					

入 居 予 定 者	氏 名		年 齢	続 柄	勤 務 先 等	年 収 等
	1			本 人		
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	計	名				

譲 渡 代 金 の 支 払 方 法		貴町の申込資格、条件、内容等を了承のうえ、分譲の購入申込みを致します。 なお、申込書受付後の変更は一切いたしません。 令和 年 月 日 申込者名 ㊞ 津 奈 木 町 長 様
自己資金	円	
そ の 他	円	
合 計	円	
建 築 着 工 予 定 時 期		
令和 年 月 日		

土 地 売 買 契 約 書

津奈木町長 (以下「甲」という。) と、
(以下「乙」という。) とは、甲が造成した土地の売買に関して、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、甲の所有する次の分譲地 (以下「土地」という。) を住宅建設用地として乙に売り渡すものとする。

所 在 地	葦北郡津奈木町大字小津奈木字男島 2 1 1 4 ー
面 積	. m ² (公簿)
地 目	宅 地

(売買代金と支払方法)

第2条 前条の土地の売買代金は、金 円とする。
2 売買代金の支払い方法等は、次のとおりとし、甲が発行する納入通知書により納付するものとする。
(1) 乙は、前項の売買代金の 1 0 % (金額に 1 , 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、端数を切り上げた額) の金額を契約締結と同時に、契約保証金として納入するものとする。ただし、売買代金が 5 0 0 万円以上の場合は最低補償額を 5 0 万円とする。
(2) 売買代金は、契約締結後令和 年 月 日までに完納すること。
(3) 契約保証金は、売買代金完済のとき、売買代金に充当することができる。ただし、利息は付さない。

(督促手数料及び延滞金)

第3条 乙が土地売買代金を甲の指定する期限までに納付しない時は、甲は、町の税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例 (昭和 5 4 年条例第 7 号) の規定により、督促手数料及び延滞金を徴収するものとする。

(土地の引渡し)

第4条 甲は、乙が第2条の売買代金の払込を完了したときは、土地の引渡し日を定め、乙に土地の引渡しを行うものとする。
2 土地は、現況引渡しとする。

(所有権の移転及び買い戻し特約の登記)

第5条 甲は、前条の規定による引渡し日をもって土地の所有権を乙に移転するものとし、甲は、速やかにこれを登記するものとする。

2 甲は、この契約書に定める各条項の履行を確保するため、前項の登記と同時に、引渡し日から原則5年間は、土地の買い戻しができる旨の特約登記を行うものとする。なお、乙は、住宅を建設したときは、当該買い戻し特約登記の抹消を甲に申し出、甲は買い戻し特約登記を抹消するものとする。なお、抹消に係る経費は乙の負担とする。

3 甲及び乙は、第1項及び前項の規定による登記については、それぞれ協力するものとする。

(土地の管理)

第6条 乙は、第4条第1項の規定により、甲から土地の引渡しを受けた日から土地に関する管理責任を有し、所有権移転登記が未了であっても管理上の一切の費用及び災害、その他の損害は、乙の負担とする。

(瑕疵補償等)

第7条 甲は、売買した土地について、瑕疵担保責任を負わないものとする。ただし、乙に土地を引渡しの日から1年間、土地に甲の責任による瑕疵がある場合は、その責務を負うものとする。

(住宅の建築義務等)

第8条 乙は、購入した土地に自ら居住するための住宅、又は、併用住宅を建築しなければならない。又、第4条第1項の規定により、土地の引渡しを受けた日から5年以内にその工事を完了しなければならない。ただし、津奈木町さくら団地複数区画購入助成金交付要綱第3条第1項第2号により追加購入した土地についてはこの限りでない。

2 前項の住宅は、次の各号を充足するものでなければならない。

(1) 木造の住宅及び防火構造の住宅にあっては、一戸建てであること。

(2) 一階、又は、二階建とする。

(3) 建築基準法及びその他の法令に違反しないものであること。

(住宅建築時の遵守事項等)

第9条 乙は、住宅を建築する場合、分譲地の良好な居住環境を維持するためのさくら団地分譲地建築協定を遵守しなければならない。

(環境維持の責務)

第10条 乙が住宅に居住するにあたっては、次の各号の行為をしてはならない。

(1) 周辺の住宅環境を乱す悪臭及び騒音等を発する行為をすること。

(2) 周辺の住宅環境を乱す恐れのある危険物の搬入及び貯蔵をすること。

(3) 風紀を乱すと思われる行為をすること。

(4) その他近隣の居住者に迷惑を及ぼしたり、不快の念を抱かせる行為を行うこと。

(契約の解除及び買い戻し権)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、この契約を解除し、乙に売買した土地を買い戻すことができる。

- (1) 乙が資格を偽る等不正な行為により、土地を譲り受けたとき。
 - (2) 土地代金を甲が指定する期日までに支払わなかったとき。
 - (3) 乙が自ら居住するための住宅以外の用途に供したとき。
 - (4) 第8条第1項に規定する期間内に、正当な理由がなく住宅の建設を完了しなかったとき。
 - (5) 乙が住宅建築に着手する前に土地の所有権の全部、又は、一部を許可なく第三者に譲渡及び貸借等を行ったとき。
 - (6) 売買した土地の分割(分筆)をしたとき。
 - (7) この契約の各条項に違反したとき。
- 2 前項の規定により、この契約を解除したときは、乙は違約金として第2条第1項の売買代金の10%を甲に納入しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に売買した本件宅地を買い戻すことができる。この場合、甲は、乙に売買代金を返還するものとし、返還する売買代金には、利息を付さないものとする。
- 4 甲が第1項の規定により、この契約を解除し、又、土地を買い戻した場合は、乙が損害を受けても、甲は、賠償の責めを負わないものとする。

(住宅金融公庫及び年金福祉事業団に対する債務の償還)

第12条 甲が前条の規定により、乙に対して契約の解除、又は、買い戻しを行う場合において、乙が住宅金融公庫(以下「丙」という。)及び年金福祉事業団(以下「丁」という。)に対して債務を負担している場合は、甲は、乙に代わって丙及び丁の債権相当額を丙及び丁に支払うものとする。ただし、契約の解除、又は、買い戻しによる返還金額が丙及び丁の債権額に満たないときは、返還金額を限度として支払うものとする。

(現状の回復及び返還)

- 第13条 第11条の規定により、この契約を解除したときは、乙は、自己の負担において、甲の指定する期日までに本件宅地を現状に復して返還しなければならないものとする。
- 2 前項の規定により、乙が土地を現状に復して返還しないときは、甲が乙に代わって現状に復するものとし、乙は、その費用を負担しなければならない。

(公租公課の負担)

第14条 土地に課税される本年分の公租公課は、甲の負担とし、所有権移転登記が未了であっても翌年以降の宅地に課税される公租公課は、乙の負担とする。

(登記費用等の負担)

第15条 この契約に基づく登記関係諸経費及びこの手続きに要する費用は、乙の負担とする。

2 第5条第2項の買戻特約登記の抹消に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第16条 この契約によって生ずる権利義務に関し争いが生じたときは、熊本県地方裁判所八代支部を合意管轄裁判所とする。

(協議)

第17条 この契約の各条項について、疑義が生じたとき、又、この契約に定めのない事項については、甲及び乙は、誠意をもって協議し、決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 所 在 地 熊本県葦北郡津奈木町大字小津奈木2123番地
名 称 津奈木町
代表者 津奈木町長

乙 住 所
氏 名

津奈木町分譲地定住促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さくら団地分譲地への定住促進を図るため、住宅新築又は外構工事を施工する場合に、その工事に要する費用の一部に予算の範囲内で補助金を交付することに必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 住宅新築 さくら団地内に自ら居住する住宅を新築することをいう。
- (2) 外構工事 前号に係る門、塀、車庫、物置、スロープ等の整備をいう。
- (3) 町内業者 町内に本社を持つ法人及び個人事業者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件すべてに該当するものとする。

- (1) 住宅を新築し入居する者で住宅新築又は外構工事において町内業者と工事請負契約をする者
- (2) 町税等の滞納がない者

(交付対象工事費)

第4条 補助金の交付対象工事費は、分譲地1区画当たり50万円以上とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、交付対象工事費の50パーセント以内とし、70万円を限度とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、国、県、町及びその他公共的団体等から助成金・交付金等の交付を受けて工事する場合は、その工事に要した費用は含めないものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事の前に、分譲地定住促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅新築又は外構工事の工事請負契約書の写し
- (2) 住宅新築又は外構工事の平面図
- (3) 着工前写真
- (4) 申請者及び同一世帯の者が町税等の滞納がないことの証明書
- (5) 住民票謄本
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は1世帯1回限りとする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請を受理したときは速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、分譲地定住促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定にあたり、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第8条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更又は取下げをするときは、分譲地定住促進事業補助金交付変更（取下げ）承認申請書（様式第3号）により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、分譲地定住促進事業補助金交付変更（取下げ）承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(工事完了届)

第9条 交付決定者は、工事を完了したときは、分譲地定住促進事業完了届（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく町長に提出しなければならない。

(1) 住宅新築又は外構工事に要した費用に係る領収書の写し

(2) 完成写真

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第10条 町長は前条に規定する届出があったときは、完成検査を行い、検査に合格したときは、補助金の額を確定し交付決定者に対し分譲地定住促進事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(交付請求)

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知を受領したときは、分譲地定住促進事業補助金請求書を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) 偽り或其他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付されているときは、交付決定者に対して補助金の返還を求めるものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則（平成25年4月1日津奈木町告示第18号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月8日津奈木町告示第8号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

津奈木町長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
電話

分譲地定住促進事業補助金交付申請書

津奈木町分譲地定住促進事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円 (対象工事費 円)
- 2 工事概要

工 事 場 所	津奈木町大字小津奈木 2 1 1 4 番地		
新築住宅の構造	☐ 木造 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他 ()		
外構工事の内容	☐ 門 ☐ 壁 ☐ 車庫 ☐ 物置 ☐ スロープ ☐ その他 ()		
施 行 業 者	住所 津奈木町大字 氏名 電話		
工 事 期 間	着 工	年 月 日 (予定)	
	完 了	年 月 日 (予定)	

- 3 添付書類
- 工事請負契約書の写し
 - 平面図
 - 着工前写真
 - 世帯全員の滞納がないことの証明書
 - 住民票謄本

指令第 号
令和 年 月 日

住所
氏名 様

分譲地定住促進事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった分譲地定住促進補助金に対し、津奈木町分譲地定住促進事業補助金交付要綱第7条第2項により次の条件を付して、下記のとおり補助金を交付することに決定したので、同要綱第7条第1項の規定により通知します。

津奈木町長 ⑩

記

1 補助金交付決定額 金 円也(¥)

2 補助条件

- (1) 申請者は、次に掲げる場合にはあらかじめ町長の承認を受けなければならない。
 - (イ) 工事請負契約額の変更をしようとする場合
 - (ロ) 工事の内容(平面図)の変更をしようとする場合
 - (ハ) 工事を中止又は廃止しようとする場合
- (2) 申請者は工事が予定の期間内に完了しない場合又は工事の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

令和 年 月 日

津奈木町長 様

住所
氏名 印

分譲地定住促進事業補助金交付変更・取下げ承認申請書

令和 年 月 日付け、津奈木町指令第 号で交付決定通知のあった分譲地定住促進事業補助金を変更・取下げしたいので、下記のとおり申請します。

記

変更の内容又は 取下げの理由	
-------------------	--

様式第 4 号

令和 年 月 日

住所
氏名

様

津奈木町長

印

分譲地定住促進事業補助金交付変更・取下げ承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった分譲地定住促進事業補助金の変更・取下げについて、承認します。

令和 年 月 日

津奈木町長 様

住所

氏名

印

分讓地定住促進事業完了届

令和 年 月 日付け、津奈木町指令第 号で交付決定の通知があった分譲地定住促進事業【住宅新築・外構工事】が完了したので、関係書類を添えて届出します。

記

- | | | | | | | |
|---|------|-------------------|------------------|---|---|---|
| 1 | 工事場所 | 所在地 | 津奈木町大字小津奈木2114番地 | | | |
| 2 | 工事期間 | 着工 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| | | 完了 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| 3 | 総工事費 | 円 | | | | |
| 4 | 添付書類 | | | | | |
| | (1) | 工事に要した費用に係る領収書の写し | | | | |
| | (2) | 完成写真 | | | | |
| | (3) | その他町長が必要と認める書類 | | | | |

津総第 号
令和 年 月 日

住所
氏名 様

津奈木町長 印

分譲地定住促進事業補助金確定通知書

令和 年 月 日付けで工事完了届のあった令和 年度分譲地定住促進事業補助金については、津奈木町分譲地定住促進事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により下記のとおり確定する。

記

交付確定額 金 円

交付決定額 金 円

工 事 場 所 所在地 津奈木町大字小津奈木 2 1 1 4 番地

令和 年度 分譲地定住促進事業補助金請求書

金 _____ 円

令和 年 月 日付け、津総第 号をもって交付確定の通知があった分譲地定住促進事業補助金について、上記のとおり交付されるよう請求します。

令和 年 月 日

住所

氏名

⑨

津奈木町長

様

口座振込先	金融機関	銀行・金庫・農協					
	支店名	支店・支所					
	種別	普通 ・ 当座 ・ その他 ()					
	口座番号 (右詰めで記入)						
	口座名義	(フリガナ)					

さくら団地分譲地住環境基準

(目的)

第1条 この基準は、さくら団地宅地分譲要綱（平成19年津奈木町告示第25号。以下「要綱」という。）に基づき、さくら団地分譲地に建築する建築物の用途、規模及び形態等に関する基準を定めることにより、良好な住環境の維持及び向上を図り、もって安全で快適に住み続けられる町づくりに資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準における用語の定義は建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定めるところによる。

(名称)

第3条 この基準は、さくら団地分譲地住環境基準と称する。

(区域)

第4条 この基準の区域は、要綱による住宅用地とする。

(建築物等の基準)

第5条 区域内の建築物の敷地、用途、形態、位置及び意匠等は、次の各号に定める基準によらなければならない。

(1) 敷地の規模・形状

- ア 宅地引き渡し時の敷地区画を分割してはならない。
- イ 敷地の地盤面（G L）の高さは、原則として土地引渡し時の地盤面を変更してはならない。ただし、造園及び自動車車庫等を建築するための切土及び盛土についてはこの限りでない。

(2) 建築物の用途・規模

- ア 建築物の用途は、一戸建て専用住宅及び併用住宅とする。
- イ 建築規模は、建ぺい率70%以内、容積率140%以内とする。

(3) 建築物の形態、色彩及び意匠

- ア 建築物の高さは、地盤面から10mを超えないものとする。
- イ 階数は、地階を除き2以下とする。ただし、法による階数に含まれない屋根裏利用についてはこの限りでない。
- ウ 基礎は地盤・地質等十分調査の上、不等沈下に対応できる基礎工法を採用するものとする。
- エ 敷地間の空地は、樹木等により極力緑化に努めるものとし、建築物等の形態及び意匠については、周囲の景観と調和したものとし、屋根、外壁及び門柱は落ち着いたある色彩とする。

(4) 外壁の後退距離

ア 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（以下「外壁の後退距離」という。）は1 m以上とする。ただし、透視性のある屋根の車庫等で開放性のあるものは除く。

（5） 垣、柵及び塀

ア 公共施設（道路・水路・公園等）に面する境界はブロック積等美観に配慮したものとし、敷地境界線より10 cm以上引いて設置する。

イ 隣地と面する境界は、ブロック積み、又は、生垣とし、隣接者と境界確認のうえ設置する。（ただし、高さ120 cm以下の構造上安全で、かつ美観に配慮したものを妨げない。）

ウ 建築物の敷地内に屋外広告物は、設置できない。

（6） 合併処理浄化槽の設置

生活排水の処理方法として、規模に応じた合併処理浄化槽を設置しなければならない。

（共同生活）

第6条 区域内と区域が属する行政区の円滑な共同生活のため、次の事項を定める。

（1） 当該行政区に加入し、地域の自治活動、ボランティア及び福祉活動に積極的に参加すること。

（2） 自動車、自動2輪車及び自転車等は、必ず宅地内に駐車・駐輪し、路上駐車・駐輪は、決してしないこと。

（違反者の措置）

第7条 津奈木町は、区域内において、この基準に違反したと認める場合は、違反者に対して工事の施工の停止を請求し、かつ相当の猶予期間をもって当該行為を是正するため必要な措置をとることを請求することができる。

2 前項の請求があった場合、違反者は、これに従わなければならない。

（疑義の解決）

第8条 津奈木町及び区域内の関係者は、この基準について疑義が生じたときは、速やかに協議し解決にあたるものとする。

附 則（平成29年度 津総第254号）

この基準は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（令和2年度 津総第1636号）

この基準は、令和2年12月15日から施行する。

津奈木町分譲地販売子育て支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町が分譲する宅地に居住しようとする子育て世帯に対して、助成措置を講じることにより、分譲地の早期完売を図り、もって定住の促進及び子育てを支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 分譲地 さくら団地内の宅地分譲地をいう。
- (2) 住宅 専ら居住の用に供する家屋で、店舗兼住宅の場合は、居住面積の割合が2分の1を超えるものとする。ただし、別荘等一時的な使用に供するもの及び賃貸を目的とするものは除く。
- (3) 定住 分譲地内に住所を有し、当該住所を生活の本拠として住民基本台帳に登録され、5年以上居住することをいう。
- (4) 子育て世帯 中学生以下の子どもを有する世帯

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 助成の対象となる者は、定住する意思のある転入者又は転居者で平成29年4月1日以降に分譲地に住宅を建築又は購入し、その住宅に定住する子育て世帯の世帯主（以下「申請者」という。）であること。
- (2) 分譲地の売買契約日において、生計を一にする義務教育終了前の子を扶養していること。
- (3) 申請者及び同一世帯の者全員に、転入又は転居前の住所地の市町村民税及び税外収入金の滞納がないこと。
- (4) 過去にこの要綱に基づく助成金を受けていないこと。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、第2条第4号に定める子ども1人当たり5パーセントの割合を当該分譲地の販売価格に乗じて得た額とする。

- 2 助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 2区画以上を取得して定住する者に対しては、そのうちの1区画分に限り前項の規定により助成金を交付するものとする。

(申請手続き)

第5条 申請者は、津奈木町分譲地販売子育て支援助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、定住後速やかに町長に申請しなければならない。

- (1) 建物の登記事項証明書の写し
- (2) 住宅用家屋証明書の写し
- (3) 世帯全員が記載されている住民票謄本

(4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して、適当と認める申請者に対して、毎年度予算に定める額の範囲以内で助成金の交付決定を行うものとする。

3 町長は、前項の決定をしたときは、申請者に津奈木町分譲地販売子育て支援助成金交付決定通知書（様式第2号）を交付する。

（助成金の請求）

第6条 前条の規定により交付の決定通知を受けた申請者は、速やかに津奈木町分譲地販売子育て支援助成金交付請求書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により助成金の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（届出）

第7条 申請者は、住所の移転その他の事由により既に届け出た内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を文書により町長に届け出なければならない。

（指定の取消し又は助成措置の停止等）

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取消し、助成措置を停止し、又は既に交付した助成金の全部もしくは一部を返還させることができる。

(1) 前条の規定による届出を不当に怠ったとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により指定を受け、又は助成措置を受けていると認められるとき。

(3) この要綱又は建築基準法その他の関係法令に違反する行為があったとき。

2 町長は、前項の規定により認定を取り消したときは、取消通知書を当該認定申請者に送付するものとする。

（指示事項の遵守）

第9条 町長は、助成金の交付に関し必要と認めるときは、申請者に対し、分譲地又は住宅について調査し、必要な報告を求め、又は指示することができる。

2 申請者は、町長が前項の指示をしたときは、これに従わなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則（平成25年4月1日津奈木町告示第20号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月21日津奈木町告示34号）

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

津奈木町分譲地販売子育て支援助成金交付申請書

年 月 日

津奈木町長 様

【申請人】

住 所 津奈木町大字小津奈木 番地

氏 名 ⑩

津奈木町分譲地販売子育て支援助成金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

分 譲 地 名 及 び 区 画 番 号	さくら団地 番
分 譲 地 の 位 置	津奈木町大字小津奈木字男島 番
分 譲 地 購 入 金 額	A 円
建 物 種 類	1 住宅専用 2 住宅兼店舗
建 物 延 床 面 積	m ² （うち居住面積 m ² ）
建 築 年 月 日 又 は 登 記 年 月 日	年 月 日
住 民 登 録 年 月 日	年 月 日
中 学 生 以 下 の 子 ど も の 人 数	B 人
助 成 申 請 額	円 ※ A 分譲地購入金額× B 中学生以下人数× 5 %（千円未満切捨て）
添 付 書 類	(1) 建物の登記事項証明書の写し (2) 住宅用家屋証明書の写し (3) 世帯全員が記載されている住民票謄本 (4) その他町長が必要と認める書類

津奈木町指令第 号
年 月 日

津奈木町分譲地販売子育て支援助成金交付決定通知書

様

津奈木町長

年 月 日付けで申請のあった津奈木町分譲地販売子育て支援助成金については、次のとおり決定したので、津奈木町分譲地販売子育て支援助成金交付要綱第 5 条第 3 項の規定により通知します。

分 譲 地 名 及 び 区 画 番 号	さくら団地 番
分 譲 地 の 位 置	津奈木町大字小津奈木字男島 番
助 成 金 額	円

(注) 上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書受領の日から 14 日以内に文書で不服申立てをすること。

津奈木町分譲地販売子育て支援助成金交付請求書

年 月 日

津奈木町長 様

【申請人】

住 所 津奈木町大字小津奈木 番地

氏 名 ⑩

年 月 日付け津奈木町指令第 号で決定のあった津奈木町分譲地販売子育て支援助成金について、津奈木町分譲地販売子育て支援助成金交付要綱第 6 条の規定により請求します。

分 譲 地 名 及 び 区 画 番 号		さくら団地 番
分 譲 地 の 位 置		津奈木町大字小津奈木字男島 番
助 成 金 額		円
口 座 振 込 先	金 融 機 関	銀行・金庫・農協
	支 店 名	支店・支所
	種 別	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）
	口 座 番 号 (右詰めで記入)	
	口 座 名 義	(フリガナ)

津奈木町さくら団地複数区画購入助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津奈木町さくら団地（以下「分譲地」という。）の販売を促進し、定住人口を増加させるため、分譲地内に複数区画（2区画以上の土地をいう。以下同じ。）を購入する者に対し、津奈木町さくら団地複数区画購入助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 販売用地 町が販売するさくら団地内の土地をいう。
- (2) 宅地 町が販売した分譲地内の土地をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、市町村民税及び税外収入金の滞納がないもの（助成対象者及び助成対象者と同一世帯の全員に滞納がないものであることとする。）で、過去にこの要綱に基づく助成金を受けていないもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 一つの土地売買契約により販売用地を複数区画購入する者。
- (2) 宅地を所有する者（以下「所有者」という。）で当該宅地の他に販売用地を新たに追加購入する者。
- (3) 所有者の二親等以内の親族で販売用地を新たに購入する者。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 前条第1号に定める者が、2区画以上購入する場合、販売用地価格の合計額に10分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
- (2) 前条第2号及び第3号に定める者が、1区画以上購入する場合、新たに購入する販売用地価格の合計額に10分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(申請手続き)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、販売用地に係る土地売買契約（以下「契約」という。）の締結後速やかに、津奈木町さくら団地複数区画購入助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 市町村民税等の完納証明書（個人の場合は本人、配偶者等）

(2) 所有者の二親等以内の親族が販売用地を購入する場合は、戸籍謄本等で二親等以内の親族であることを証明する書類

(3) その他町長が特に必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して、適当と認める申請者に対して、毎年度予算に定める額の範囲以内で助成金の交付決定を行うものとする。

3 町長は、前項の決定をしたときは、津奈木町さくら団地複数区画購入助成金交付決定通知書（様式第2号）を交付する。この場合において、町長は、必要な条件を付することができる。

（助成金の請求）

第6条 前条の規定により交付の決定通知を受けた申請者は、速やかに津奈木町さくら団地複数区画購入助成金請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により助成金の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の交付決定の取消し等）

第7条 助成決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ないと認める場合は、返還金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 虚偽又は不正の事実により助成金の交付を受けたとき。

(2) この要綱及び交付の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の趣旨に照らし、町長が不相当と認めたとき。

（報告）

第8条 町長は、必要と認めるときは、助成決定者に契約等に関し必要な事項について報告を求めることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則（平成29年4月21日津奈木町告示33号）

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

年 月 日

津奈木町さくら団地複数区画購入助成金交付申請書

津奈木町長 様

申請者 住所

氏名

印

津奈木町さくら団地複数区画購入助成金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、
次のとおり申請します。

1 購入予定区画番号及び販売用地価格

(1) _____ 円

(2) _____ 円

(3) _____ 円

2 交付申請額 金 _____ 円

※ ((1) + (2) + (3)) × 1 / 10

3 既購入区画番号 _____

4 3 の所有者 住 所

氏 名

5 添付書類

(1) 市町村民税完納証明書（個人の場合は本人、配偶者等）

(2) 所有者の二親等以内の親族が販売用地を購入する場合は、戸籍謄本等で
二親等以内の親族であることを証明する書類

(3) その他市長が特に必要と認める書類（誓約書）

津 奈 木 町 長 様

申請者 住 所

氏 名

⑩

誓 約 書

私は、次の事項について誓約します。

- 1 税外支払金の滞納はありません。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 3 暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、本物件の所有権を第三者に移転し、又は本物件を第三者に貸しません。
- 4 津奈木町さくら団地複数区画購入助成金交付要綱第7条の規定に該当し、補助金の返還を命じられた時は、これに従います。

津奈木町指令第 号
年 月 日

津奈木町さくら団地複数区画購入助成金交付決定通知書

様

津奈木町長

年 月 日付けで申請のあった津奈木町さくら団地複数区画購入助成金については、次のとおり決定したので、津奈木町さくら団地複数区画購入助成金交付要綱第 5 条第 2 項の規定により通知します。

購入予定区画番号 （分譲地の位置）	さくら団地 番 （ 津奈木町大字小津奈木字男島 番 ）
	さくら団地 番 （ 津奈木町大字小津奈木字男島 番 ）
	さくら団地 番 （ 津奈木町大字小津奈木字男島 番 ）
助 成 金 額	円

（注） 上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書受領の日から 14 日以内に文書で不服申立てをすること。

様式第 3 号（第 6 条関係）

津奈木町さくら団地複数区画購入助成金交付請求書

年 月 日

津奈木町長 様

【申請人】

住 所

氏 名

印

年 月 日付け津奈木町指令第 号で決定のあった津奈木町さくら団地複数区画購入助成金について、津奈木町さくら団地複数区画購入助成金交付要綱第 6 条の規定により請求します。

購入予定区画番号 (分譲地の位置)		さくら団地 番 (津奈木町大字小津奈木字男島 番)
		さくら団地 番 (津奈木町大字小津奈木字男島 番)
		さくら団地 番 (津奈木町大字小津奈木字男島 番)
助 成 金 額		円
口座振込先	金 融 機 関	銀行・金庫・農協
	支 店 名	支店・支所
	種 別	普通 ・ 当座 ・ その他 ()
	口 座 番 号 (右詰めで記入)	
	口 座 名 義	(フリガナ)

津奈木町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要項

平成元年 3 月 27 日

要項第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要項は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、町が交付する合併処理浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。)

第 2 条第 1 号に規定する浄化槽をいう。

(2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率 90 パーセント以上、放流水の BOD が 1 リットルにつき 20 ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有するものをいう。

(3) 専用住宅 主に住居の用に供する建物又は延床面積の 2 分の 1 以上を住居の用に供する建物をいう。

(補助金の交付)

第 3 条 町長は、町内全域(ただし、農業集落排水事業地域を除く。)において専用住宅の合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 法第 5 条第 1 項の規定による届出の審査を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者

(2) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの

(3) 各種町税等の滞納がある者

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表に定める額を限度とする。

2 前項の合併処理浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽(昭和 55 年建設省告示第 1292 号による廃止前の昭和 44 年建設省告示第 1726 号の第 1 に定める腐敗タンク方式又は長時間ばっ気方式以外の単独処理浄化槽にあつては、使用開始後 30 年以内のものに限る。)の撤去に要する費用 9 万円を限度に加えた額を補助するものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 設置場所の見取図、平面図及び排水系統図

(2) 審査期間を経過した浄化槽設置届書の写し

(3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書

(4) 工事見積書

- (5) 納税証明書
- (6) その他町長が必要と認める書類
(交付の決定)

第6条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知するものとする。
(変更承認申請書等)

第7条 前条第1項の規定により、補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、同条第2項の補助金交付決定通知書を受けた後、補助金申請書内容の変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了が困難な場合又は補助事業が遂行困難となった場合は、完了予定期日前までに町長に報告してその指示を受けなければならない。

第8条 削除
(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業完了後速やかに実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 工事写真（基礎工事、配管、完了後の全体写真）
- (4) 工事完成平面図
- (5) 工事費請求書又は領収書の写し
- (6) 合併処理浄化槽工事チェックリスト
- (7) 浄化槽使用開始報告書
- (8) その他町長が必要と認める書類
(交付額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の目的及び諸条件に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第6号）により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の規定による補助金交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第7号）により補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。
(交付決定の取消し)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

(現場の確認)

第14条 町長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認することができる。

(雑則)

第15条 この要項に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、団体等に対する補助金等の適正化に関する規則（昭和45年規則第1号）の定めるところによる。

附 則

この要項は、平成元年4月1日から施行する。

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

人槽区分	対象家屋の限度額	
	環境省が定める循環型社会形成推進交付金要綱及び熊本県浄化槽整備事業等補助金交付要綱の補助対象家屋となる合併処理浄化槽	環境省が定める循環型社会形成推進交付金要綱の補助対象家屋となる合併処理浄化槽
5人槽	500,000円	390,000円
6～7人槽	700,000円	562,000円
10人槽	1,000,000円	818,000円

年 月 日

(申請者)住所.....

氏 名 _____ (印)

電話 — () —

年度において、合併処理浄化槽を設置したいので、津奈木町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要項第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

住 宅 等 所 有 者	1 本人	2 共有(人)	3 その他()
浄化槽設置場所	津奈木町大字 (地区:)		
補助金算出基礎	人槽設置(交付要項別表第1の 人槽)		
補助金申請額	¥		
補助事業着工 予定年月日	年 月 日		
補助事業完了 予定年月日	年 月 日		
添 付 書 類	1 設置場所の見取図及び合併処理浄化槽配置・配管平面図並びに排水系統図 2 合併処理浄化槽の構造図 3 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認書の写し 4 合併処理浄化槽保証登録書 5 国庫補助指針に適合する旨の浄化槽登録書 6 登録浄化槽管理票 7 浄化槽設置工事見積書の写し 8 住宅等を共有し、又は借用している者は、所有者の承諾書 9 納税証明書(滞納がないことを証明できるもの。) 10 その他町長が必要と認める書類		

様式第2号(第6条関係)

補助金交付決定通知書

津奈木町指令第 号
年 月 日

(補助対象者)

住所.....
氏名.....様

年 月 日付けで申請のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金について次のとおり交付決定したので、津奈木町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要項第6条の規定により通知する。

津奈木町長

補助金交付決定額	円
交付条件	1 補助事業の内容等当初事業計画を変更する場合はあらかじめ町長の承認を受けること。 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ町長の承認を受けること。 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。 4 補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした関係書類を整備し、事業完了後5年間保管すること。

様式第3号(第6条関係)

補助金不交付決定通知書

津奈木町指令第 号
年 月 日

(補助対象者)

住所
氏名 様

年 月 日付けで申請のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記の理由により不交付と決定したので、津奈木町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要項第6条の規定により通知する。

津奈木町長

記

(不交付の理由)

様式第4号(第7条関係)

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

津奈木町長 様

(補助対象者)

住所.....

氏名.....

年 月 日付け津奈木町指令第 号で補助金交付決定を受けた合併
処理浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、津奈
木町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要項第7条の規定により申請します。

記

1 補助金申請内容の変更理由
2 補助事業の中止理由
3 補助事業の廃止理由

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

津奈木町長 様

(補助対象者)住所.....

氏名.....

電話.....-()-

実 績 報 告 書

年 月 日付け津奈木町指令第 号により交付決定のあった合併処理浄化槽設置整備事業の実績について、津奈木町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要項第9条の規定により、下記のとおり報告します。

補 助 事 業 着 工 年 月 日	年 月 日
補 助 事 業 完 了 年 月 日	年 月 日
補 助 金 交 付 決 定 額	円
補 助 事 業 経 費 精 算 額	円
添 付 書 類	1 工事費請求書又は領収書の写し 2 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し (補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検及び清掃を行う場合は、自ら行うことのできることを証明する書類) 3 浄化槽法定検査依頼書の写し 4 工事完成平面図 5 工事写真(別紙指示書のとおり) 6 合併処理浄化槽工事チェックリスト 7 浄化槽使用開始報告書 8 その他町長が必要と認める書類

様式第6号(第10条関係)

補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

(補助対象者)
住所
氏名 様

年 月 日付けで報告のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金について次のとおり確定したので、津奈木町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要項第10条の規定により通知する。

津奈木町長

補助金交付決定額	円
補助事業経費精算額	円
補助金確定額	円

様式第7号(第11条関係)

補助金交付請求書

年 月 日

津奈木町長 様

(補助対象者)

住所.....

氏名.....

年 月 日付け津町第 号で交付額確定通知のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、津奈木町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要項第11条の規定により次のとおり請求します。

補助金の確定額	円
交付請求金額	
添付書類	1 補助金交付確定通知書の写し

金融機関名	
預金種別	普通・当座・その他()
口座番号	
口座名義人	

津奈木町分譲地地盤改良補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さくら団地分譲地への定住促進を図るため、住宅新築を施工する場合に、その地盤改良工事に要する費用の一部に予算の範囲内で補助金を交付することに必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 住宅新築 さくら団地内に自ら居住する住宅を新築することをいう。
- (2) 地盤改良工事 住宅新築するにあたり地盤調査の結果、地盤改良工事が必要と判断された土地における、住宅建屋下の地盤改良をいう。
- (3) 業者 住宅新築及び地盤調査を施工する業者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件すべてに該当するものとする。

- (1) 住宅を新築し入居する者で住宅新築において業者と工事請負契約をする者
- (2) スウェーデン式サウンディング試験による地盤調査により基礎の底部より下方2メートル以内の地盤において、30KN/m²未満の地層のある土地又は基礎の底部から下方2メートルを超え5メートル以内の地盤でスウェーデン式サウンディング試験の結果で荷重が0.5KN以下で自沈する層及びこれらに相当する層がある場合

(交付対象工事費)

第4条 補助金の交付対象工事費は、分譲地の地盤改良に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、交付対象工事費の50パーセント以内とし、原則として70万円を限度とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、国、県、町及びその他公共的団体等から助成金・交付金等の交付を受けて工事する場合は、その工事に要した費用は含めないものとする。なお、特殊な事情がある場合はこの限りではない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事の前に、分譲地地盤改良補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 地盤調査報告書（現況写真含む）
- (2) 対象工事の設計図書（工事内容の分かる図面等）
- (3) 対象工事の見積書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は1世帯1回限りとする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請を受理したときは速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、分譲地地盤改良補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知

するものとする。

- 2 町長は、補助金の交付決定にあたり、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第8条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更又は取下げをするときは、分譲地地盤改良補助金交付変更（取下げ）承認申請書（様式第3号）により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、分譲地地盤改良補助金交付変更（取下げ）承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(工事完了届)

第9条 交付決定者は、工事を完了したときは、分譲地地盤改良完了届（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく町長に提出しなければならない。

- (1) 対象工事に係る領収書の写し
- (2) 対象工事の工事費内訳書
- (3) 対象工事の完成図書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第10条 町長は前条に規定する届出があったときは、完成検査を行い、検査に合格したときは、補助金の額を確定し交付決定者に対し分譲地地盤改良補助金交付確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(交付請求)

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知を受領したときは、分譲地地盤改良補助金請求書を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付されているときは、交付決定者に対して補助金の返還を求めるものとする。

- 3 交付決定者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則（令和5年11月24日告示第76号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年11月1日から適用する。

附則（令和6年3月15日告示第12号）

この要綱は、令和6年3月15日から施行する。

年 月 日

津奈木町長 様

申請者 住所 津奈木町大字
氏名
電話

㊞

分譲地地盤改良補助金交付申請書

津奈木町分譲地地盤改良補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円 (対象工事費 円)
- 2 工事概要

工 事 場 所	津奈木町大字小津奈木 2 1 1 4 番地		
工 法 の 種 類	☐ 鋼管杭 ☐ 柱状改良 ☐ 表層改良 ☐ その他 ()		
地 盤 改 良 工 事 内 容			
施 行 業 者	住所 業者名 代表者名 電話		
工 事 期 間	着 工	年 月 日 (予定)	
	完 了	年 月 日 (予定)	

3 添付書類

- 地盤調査報告書
- 対象工事の設計図書 (工事内容の分かる図面等)
- 対象工事の見積書の写し
- その他町長が必要と認める書類

津奈木町指令第 号
年 月 日

住所
氏名 様

分譲地地盤改良補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった分譲地地盤改良補助金に対し、津奈木町分譲地地盤改良補助金交付要綱第 7 条第 2 項により次の条件を付して、下記のとおり補助金を交付することに決定したので、同要綱第 7 条第 1 項の規定により通知します。

津奈木町長 印

記

- 1 補助金交付決定額 金 円也 (¥)
- 2 補助条件
 - (1) 申請者は、次に掲げる場合にはあらかじめ町長の承認を受けなければならない。
 - (イ) 工事請負契約額の変更をしようとする場合
 - (ロ) 工事の内容の変更をしようとする場合
 - (ハ) 工事を中止又は廃止しようとする場合
 - (2) 申請者は工事が予定の期間内に完了しない場合又は工事の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

年 月 日

津奈木町長 様

住所
氏名

印

分譲地地盤改良補助金交付変更・取下げ承認申請書

年 月 日付け、津奈木町指令第 号で交付決定通知のあった分譲地地盤改良補助金を変更・取下げしたいので、下記のとおり申請します。

記

変更の内容又は 取下げの理由	
-------------------	--

様式第 4 号

年 月 日

住所
氏名

様

津奈木町長

印

分譲地地盤改良補助金交付変更・取下げ承認通知書

年 月 日付けで申請のあった分譲地地盤改良補助金の変更・取下げについて、
承認します。

年 月 日

津奈木町長 様

住所
氏名

印

分譲地地盤改良完了届

年 月 日付け、津奈木町指令第 号で交付決定の通知があった分譲地地盤改良が完了したので、関係書類を添えて届出します。

記

- 1 工事場所 所 在 地 津奈木町大字小津奈木 2 1 1 4 番地

- 2 工事期間 着 工 年 月 日
 完 了 年 月 日

- 3 総工事費 円

- 4 添付書類
 - (1) 対象工事に要した費用に係る領収書の写し
 - (2) 対象工事の工事費内訳書
 - (3) 対象工事の完成図書
 - (4) その他町長が必要と認める書類

津総第 号
年 月 日

住所
氏名 様

津奈木町長

印

分譲地地盤改良補助金確定通知書

年 月 日付けで完了届のあった令和 年度分譲地地盤改良補助金については、津奈木町分譲地地盤改良補助金交付要綱第 10 条の規定により下記のとおり確定する。

記

交付確定額 金 円

交付決定額 金 円

工事場所 所在地 津奈木町大字小津奈木2114番地

年度 分譲地地盤改良補助金請求書

金 _____ 円

年 月 日付け、津総第 号をもって交付確定の通知があった分譲地地盤改良補助金について、上記のとおり交付されるよう請求します。

年 月 日

住所

氏名

⑩

津奈木町長

様

口座振込先	金融機関	銀行・金庫・農協					
	支店名	支店・支所					
	種別	普通 ・ 当座 ・ その他 ()					
	口座番号 (右詰めで記入)						
	口座名義	(フリガナ)					